

2.2.7.16 条例等に基づく環境保全計画等の内容

1) 熊本県環境基本条例

「熊本県環境基本条例(平成2年熊本県条例第49号)」(以下、「環境基本条例」という。)は、県として環境行政を総合的、体系的に進めていく上での規範として制定されている。

「環境基本条例」では、快適な環境の創造を図り、県民共有の資産として豊かな環境を次の世代へ引き継ぐため、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めている。

「環境基本条例」第4条において、事業者の責務として「環境への影響に深い注意を払い、自ら進んで快適な環境の創造に努めるとともに、県の実施する施策に協力しなければならない」とされている。

①熊本県環境基本計画

「環境基本条例」第6条に基づき、「熊本県環境基本計画(熊本県、平成8年)」が策定されており、各地域における環境の自然的社会的特性を明示し、その適正な保全及び利用に資することを目的としている。「熊本県環境基本計画」では、環境行政の展開として以下の5項目を掲げている。

- 1) 循環を基調とする環境づくり
 - ・大気環境(地球環境を含む)
 - ・水環境
 - ・資源利用
- 2) 自然と共生した快適な環境
 - ・生活環境
 - ・自然環境
- 3) すべての参加による足元からの行動
 - ・私たちの行動の視点
 - ・より良きパートナーシップのために
 - ・環境保全行動支援施策(環境教育、行動支援)
- 4) 持続可能な開発のための環境配慮
 - ・開発における環境配慮の視点
 - ・適正な開発のための関連施策(環境影響評価、社会資本整備等)
- 5) 共通基盤的施策
 - ・調査研究、国際協力等

「熊本県環境基本計画」では、球磨川の自然がはぐくむ個性豊かな環境の保全と活用に資するため、環境資源の有効利用による地域の振興と良好な環境づくりを目指している。また、川辺川ダム建設にあたっては、豊かな球磨川の水資源、歴史的・文化的環境資源、山岳や溪谷景観、生態系などへの影響を配慮する必要があるとしている。

2) 熊本県景観条例

五木村及び相良村には、「熊本県景観条例(昭和 62 年熊本県条例第7号)」(以下、「景観条例」という。)に基づく景観形成上重要な地域である景観形成地域の指定はない。

①景観行政の推進

「景観条例」に基づき、「熊本県景観整備基本計画(熊本県、平成6年)」が策定されており、景観整備のための基本施策を効果的に進めるために「くまもと 101 景づくり事業(熊本県、平成7年)」が実施されている。

②公共事業等景観形成指針

「景観条例」に基づき、県土の景観形成に著しい影響を及ぼす公共事業等について、「公共事業等景観形成指針(熊本県、昭和 63 年2月)」が定められている。「公共事業等景観形成指針」における、ダムに関する整備指針を以下に示す。

○ 整備指針

ダムは治水、利水、治山をはじめとして、広く流域の住民生活に大きな影響を与え、自然の中の人工構造物として、自然との調和に配慮する必要がある。

なお、貯水ダムにあつては、景観形成の観点からダム周辺の緑化を図り、レクリエーション機能としての休憩施設、親水施設、遊歩道を整備し、人々にうるおい、やすらぎを与える場所の一つとして周辺の景観に調和するように配慮する必要がある。

3) 五木村のふるさと景観を守り育てる条例

「五木村のふるさと景観を守り育てる条例(平成 10 年五木村条例第 23 号)」は、日本のふるさとの原風景を残す五木村の景観を守り育てるとともに、新しい活力と魅力に満ちた景観を形成し、五木村民にとって誇りと愛着のもてる「子守唄の里」の構築に資するため策定されたものである。

村長は五木村景観審議会の意見を踏まえ景観形成基本方針を策定し、さらに景観形成基本計画を定め、五木村内において景観形成上重要な地域を重点地域として指定することができるものとされている。